

尾張旭市監査公表第32号

平成28年12月1日付け尾張旭市監査公表第26号をもって公表した定例監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年12月28日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

都市整備部都市整備課

監 査 の 指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>市道巡検道線の幹線道路補修工事の工事請負契約書の請負者の所在地が正しく記載されていない。これは、契約を行う際、あらかじめ請負者の名称等を記入していることに起因するもので、既に契約事務に関する説明会の資料等及び会計管理者通知により注意喚起されていることではあるが、契約書の誤りを防ぐために請負者に記入・押印してもらうことを原則とし、市側で記入する場合は、契約締結前に必ず記載内容に誤りがないかを請負者に確認されたい。</p>	<p>指摘事項については、以後の事務において、会計管理者通知を順守するとともに、市側で記入した場合は、確認を徹底します。</p>